

各部各機関

改正

昭和47年5月18日決裁
昭和49年1月30日決裁
昭和49年11月5日訓令甲第14号
昭和52年10月21日訓令甲第6号
昭和57年7月1日訓令甲第5号
平成元年7月12日訓令甲第7号
平成3年3月11日訓令甲第2号
平成4年3月31日訓令甲第2号
平成10年3月31日訓令甲第4号
平成14年4月23日市長決裁
平成16年3月22日市長決裁
平成17年4月1日市長決裁
平成18年4月3日訓令甲第5号
平成19年3月29日訓令甲第8号
平成21年3月31日訓令甲第7号
平成23年3月23日訓令甲第3号
平成24年3月29日訓令甲第5号
平成26年3月31日訓令甲第4号
平成28年3月29日訓令甲第7号
令和2年3月3日訓令甲第1号

沼津市建設業者指名委員会運営要領

委員会

1 委員会の審議事項

- (1) 1件5,000万円以上の建設工事、1件2,000万円以上の建設工事に係る測量、調査、設計、監理等の委託業務に係る入札参加資格の設定又は入札参加者の選定に関する事。
- (2) 1件1億5,000万円以上の建設工事に係る一般競争入札の参加資格の確認に関する事。
- (3) その他委員会が必要があると認める事。

2 部会の報告

部会の決定事項は、部会長より委員長に報告しなければならない。

部会

1 部会の構成

- (1) 沼津市建設業者指名委員会要綱（昭和44年沼津市訓令甲第8号。以下「要綱」という。）第4条に規定する部会の委員は、財務部長、都市計画部長、沼津駅周辺整備部長、建設部長、水道部長、まちづくり統括監、契約検査課長並びに工事執行担当の部長及び課長をもって充てる。
- (2) 部会に部会長を置き、財務部長を充てる。

2 部会の審議事項

委員会で審議する事項以外の入札参加者の選定等に関する事。

3 部会の会議

要綱第3条を準用する。

4 部会の庶務

部会の庶務は、契約検査課契約係長が担当する。

付 則（昭和52年10月21日訓令甲第6号抄）

1 この訓令は、令達の日から施行する。

付 則（昭和57年7月1日訓令甲第5号）

この訓令は、令達の日から施行する。

付 則（平成元年7月12日訓令甲第7号）

この訓令は、令達の日から施行する。

付 則（平成3年3月11日訓令甲第2号）

この訓令は、平成3年4月1日から施行する。

付 則（平成4年3月31日訓令甲第2号）

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

付 則（平成10年3月31日訓令甲第4号）

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

付 則（平成14年4月23日市長決裁）

この要領は、市長決裁の日から施行する。

付 則（平成16年3月22日市長決裁）

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

付 則（平成17年4月1日市長決裁）

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

付 則（平成18年4月3日訓令甲第5号）

この訓令は、平成18年4月3日から施行する。

付 則（平成19年3月29日訓令甲第8号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成21年3月31日訓令甲第7号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成23年3月23日訓令甲第3号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成24年3月29日訓令甲第5号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成26年3月31日訓令甲第4号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成28年3月29日訓令甲第7号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（令和2年3月3日訓令甲第1号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。